

分権時代を先導する議会を目指して



令和7年6月

三 重 県 議 会

第1回：平成26年8月20日

<参加者>

高校生26名(8校)、議員16名(正副議長、広聴広報会議委員、常任・特別委員会委員長)、知事、教育長

第2回：平成28年8月19日

<参加者>

高校生52名(16校)、議員19名(正副議長、広聴広報会議委員、常任・特別委員会委員長)、知事、教育長

第3回：平成30年8月21日

<参加者>

高校生40名(11校)、議員14名(正副議長、広聴広報会議委員、常任委員会委員長)、知事、教育長(代理)、環境生活部長

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止しました。

第4回：令和4年8月22日

<参加者>

高校生28名(当日2名欠席)(8校)、議員15名(正副議長、広聴広報会議委員、常任委員会委員長)知事、教育長、環境生活部長

第5回：令和6年8月21日

<参加者>

高校生36名(当日2名欠席)(11校)、議員17名(正副議長、広聴広報会議委員、常任委員会委員長)知事、教育長、環境生活部長

⑥ 傍聴者への配慮

ア 傍聴規則の見直し

平成15年2月に傍聴人の禁止制限規定などを大幅に見直し、必要最小限なものに整理する改正を行いました。

- 規則の目的から「傍聴人の取締」の字句を削除
- 傍聴人受付簿の住所、氏名等の記入を廃止
- 傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁
- 児童、乳幼児の傍聴を解禁
- 傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を整理し、分かりやすい規定に改正

<本会議の傍聴者数>

年度	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	528	599	543	330	563	316	256	221	434	543

イ 傍聴席での手話通訳

平成15年第1回定例会から、手話通訳により聴覚障がい者が会議を傍聴できる環境づくりを行っています。

- 本会議質問日：原則として事前申込み

(ただし、申込みの有無にかかわらず午前10時から11時までは手話通訳者2名が待機する)

※代表質問については、平成30年10月実施分から手話通訳を常時導入し、傍聴席に配置したモニターで視聴できるようにしました。

- 委員会：事前申込み

ウ 赤外線補聴システムの設置

平成22年第1回定例会から、本会議の傍聴席において、音声の聞こえにくい方にも質疑・質問や答弁が聴き取りやすくなるよう、赤外線補聴システムを設置しています。

(事前申込みは不要。ただし先着10人まで)

エ 議事堂のバリアフリー対策等

平成15年度：正面玄関のスロープ化、誘導ブロック、音声ガイド装置の設置、多機能トイレへの改修等のバリアフリー対策を行いました。

平成20年度：議事堂内での受動喫煙対策として、1階から5階にそれぞれ喫煙室を設置し、分煙化を図りました。

令和2年度：改正受動喫煙法対応のため、議事堂内での受動喫煙対策として、喫煙室を3階、4階のみとし、分煙化を図りました。

オ 傍聴者アンケート等への対応

本会議の傍聴者を対象にアンケートを実施し、寄せられた意見を参考に必要な対応を行っています。

なお、平成24年4月からは原則として、全ての会議を対象にアンケートを行っています。

○平成15年9月から、毎回、議事日程や本会議場配席表のほか、議案件名一覧表や発言通告一覧表を配付するなど、傍聴者への配付資料を充実しました。

○平成16年2月から、議案書、議案説明書、予算説明書、決算書などの書類を傍聴席入口に備え置き、件名一覧から議案等の具体的内容が容易に閲覧できるように配慮しました。

○平成16年9月、傍聴席に、手すり・仕切り板を設置する安全対策を行いました。

○平成17年2月、本会議で用いられる議会運営の用語から約100語を選び、独自の解説を加えた用語解説集を作成し、傍聴者などの希望者に配付しています。

○平成20年第1回定例会から、傍聴者アンケート集計結果を議会ホームページで公表しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/08086011281.htm>

⑦ 県民意識調査の実施

より県民に開かれた議会活動を進めていくため、三重県 IT 広聴事業（e-モニター制度）を活用し、e-モニターに登録されている方を対象に、県議会の現状や議会改革の取組等についてアンケートを実施しています。

平成19年度：県議会活動への評価（議会活動10大ニュースへの投票）、
広報事業への意向など

平成21年度：県議会活動への評価（議会活動10大ニュースへの投票）、
議会改革への評価など

平成23年度：県議会活動への評価（議会活動10大ニュースへの投票）、
広聴広報事業への意向など

平成24年度：県議会活動への評価（三重県議会10大ニュースへの投票）など

平成25年度：県議会活動への評価（三重県議会10大ニュースへの投票）など

平成26年度：県議会活動への評価（三重県議会10大ニュースへの投票）など

項や議論が高まると予測される事項について、「議案審査・調査サポート資料」としてまとめ、全議員に配付しています。

また、平成21年度からは、議員の政策立案等に資するため政策法務に関する調査を行い、その結果を「政策法務レポート」としてまとめ、全議員に配付しています。

令和5年度からは、「4年間を通じた議会活動の評価及び次期改選後議会への提言（令和5年3月策定）」を踏まえ、自主レポート作成よりも議員からの資料の提供や各種調査のオーダーに注力しています。

<レポート件数>

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
自主調査レポート	13	5	3	4	6	3	4	2	3	3	1	
議案審査・調査サポート資料												
政策法務レポート		3			2	1	2	1	2			1

③ 議会図書室の機能強化

議会図書室の機能強化を図るため、次のような取組を行っています。

- 図書室スペースの有効活用のため、蔵書の一般教養、社会科学への絞り込み
- レファレンスサービス向上のため、日経テレコン、官報情報検索システム等の配備
- 図書室の県民及び執行機関への開放
- 貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入
- 三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け

<議会図書室利用者数>過去10年間

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用者数	11,367	11,405	9,891	10,635	9,271	6,511	5,127	4,817	5,786	5,288

<蔵書数>令和7年3月末現在 約42,000冊(雑誌を除く)

④ 調査活動へのパソコン利用等

議員の調査活動を強化するため、平成11年11月から全議員にパソコンを配付しています。パソコンは、三重県職員と行政LANでつながっており、情報の共有化・交換ができるほか、インターネットでの情報収集など、議員の議事堂内での調査活動に活用されています。

令和3年3月から全議員にタブレット端末を配付しています。タブレット端末の活用を含めた議会のスマート化を進めるため、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で検討を行い、令和4年9月には資料閲覧システムを導入しました。

⑤ パソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用

議会審議の充実の一助とするため、平成26年3月20日から、議員が本会議、委員会等にパソコン（本会議を除く）、タブレット端末及びスマートフォンを持ち込み、使用することを認めています。使用できる機能は、審議経過の記録や発言原稿とするためのワ

ードプロセッサ機能、あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧、議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧に限定しています。

令和3年5月の代表者会議で、本会議及び委員会に加え、それ以外の会議についても、議員に限らずパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用ができるよう、申し合わせ事項を改正しました。

(3) その他

① 本会議録の調製

平成17年度から、速記を廃止し、録音機器での記録により会議録を調製しています。

平成25年から定例会を年1回としたことにより、製本した会議録の配付は、翌年の2月定例会の時期としました。それに伴い、定例会の採決日を区切りとして年4回会議録を調整し、議会ホームページに掲載しています。定例会終了後1ヶ月半を目途に速報版PDFの会議録を掲載し、その後、校正を行い暫定版PDFの会議録を次の定例会を目途に掲載しています。なお、暫定版及び確定した会議録のデータは、会議録検索システムにも掲載しています。

また、令和5年からは、委員会会議録も会議録検索システムに掲載しています。

6 その他

(1) 議会の自主性・自立性の確保

① 議長在任期間の見直し

平成20年6月、議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して議長等の任期について検討を行い、申合わせにより平成21年5月以降の議長の在任期間を2年間とすることとしました。

令和3年12月の代表者会議において、令和4年5月の改選から議長の任期を2年以内とし、議長に立候補する者は、在任予定期間とその理由も含め明らかにするよう申合せ事項の改正を行いました。

② 「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」の策定

大規模な災害その他の緊急事態の発生時において、県議会として必要となる対応等についての基本的な考え方を定めた「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を策定しました。(平成31年3月4日)

③ 「大規模地震対応マニュアル」の改訂

より実践的なものとするため、以下のとおり「大規模地震対応マニュアル」の改訂を行っています。

○令和元年6月

国や県当局の防災対策等も踏まえた改訂を行いました。

○令和7年3月

前年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報や、前年1月に発生した能登半島地震を踏まえ令和7年2月に実施した実践的な安否確認訓練の結果を踏まえた改訂を行いました。

④ 「大規模地震対応訓練」の実施

「大規模地震対応マニュアル」に基づき、災害発生時に議員や事務局職員がとるべき行動や役割等を確認することを主な目的とし、「大規模地震対応訓練」を実施しました。

(令和2年1月15日、令和3年2月12日、令和4年3月24日、令和5年1月18日、令和6年1月18日、令和7年2月10日)

(2) 議員の身分・報酬・定数等

① 議員報酬等の検討

○議員報酬等に関する在り方調査会（平成23年）

平成23年6月28日に、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方について調査を行う」ことを目的として5人以内の学識経験者等からなる調査会が設置されました。その後、平成24年1月に中間報告が提出され、議員を公選職と整理したうえで、議員報酬のあり方（適正額）が示されました。引き続き、政務調査費に関する調査が行われ、同年6月には「三重県議会議員の活動と議員報酬等のあり方」に関する最終報告書が提出されました。

○議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ（平成24年）

「議員報酬等に関する在り方調査会」からの最終報告に対する県議会の意見をまとめるため、平成24年9月に委員9人で構成する「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、同年10月に議員報酬について、同年12月に政務調査費について検討結果が報告されました。

○三重県特別職報酬等審議会への出席と議会の活動状況の説明

知事が、「知事及び副知事の給与の額並びに県議会議長、副議長及び議員の報酬の額」について諮問した。三重県特別職報酬等審議会に令和6年12月10日、正副議長が出席し、議会の活動状況を説明しました。その結果、令和7年4月1日から増額改定することが適当であるとの答申が出されました。

議長	1,036千円	(改正前)	1,020千円)
副議長	914千円	(改正前)	900千円)
議員	843千円	(改正前)	830千円)

② 議員定数、選挙区等の検討

○選挙区調査特別委員会の設置（平成17年）

市町村合併に伴う県議会議員選挙区の見直し等について調査検討を行うため、平成17年2月に委員12人で構成する特別委員会を設置しました。

<検討結果>24選挙区から17選挙区に変更を行いました。

○議員定数等検討会議の設置（平成21年）

次の一般選挙における県議会議員選挙の議員定数及び選挙区の在り方について協議調整を行うため、平成21年6月に委員10人で構成する検討会議を設置しました。

<検討結果>諸課題はあるものの、現行制度下においては現行どおりとしました。

○選挙区調査特別委員会の設置（平成25年）

県議会議員の選挙区及び定数について調査するため、平成25年1月に委員13人で構成する特別委員会を設置しました。

<検討結果>鳥羽市と志摩市の選挙区を合区して定数を1人減するとともに、5つの選挙区について定数を各1人減することとしました(平成27年5月1日以降の一般選挙から適用)。

○選挙区調査特別委員会の設置（平成28年～29年）

県議会議員の選挙区及び定数について調査するため、平成28年5月に委員15人で構成する特別委員会を設置しました。

<検討結果>県南部地域の市町長、議長等との意見交換や参考人招致を行うとともに、意見募集や電子アンケートシステムの利用により、直接県民の皆さんから意見をお聴きしました。これらを踏まえ、県南部地域の議員定数を増加させる委員長案を提示しましたが、委員会としての合意には至らず、平成30年2月に委員会は廃止されました。

※議員提出条例の提出・可決（平成30年2月～3月）

平成30年2月26日に、議員提出により、県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、議員定数を45人から51人に改める等所要の整備を行う「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されました。本条例案は、平成30年3月22日の本会議において、賛成多数で可決され、「鳥羽市・志摩市選挙区（定数2人）」を「鳥羽市選挙区（定数1人）」と「志摩市選挙区（定数2人）」に改めるとともに、5つの選挙区について定数を各1人増やすこととしました（次の一般選挙から施行（平成31年4月7日執行））。

※議員提出条例の提出・否決（平成30年6月～9月）

平成30年6月27日に、議員提出により、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を51人から45人に改める等所要の整備を行う「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されましたが、本条例案は、平成30年9月14日の本会議において、賛成少数で否決されました。

○選挙区及び定数に関する在り方調査会の設置（令和元年～2年）

令和元年6月28日に、三重県議会基本条例第13条第1項に基づく調査機関として、選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置しました。その後、令和2年3月に中間報告が提出され、選挙区及び定数に関する論点を整理した上で、引き続き、調査が行われ、同年10月に最終報告が提出されました。

※議員提出条例の提出・可決（令和2年12月～3年5月）

令和2年12月の代表者会議において、正副議長案を基に議員の定数及び選挙区の在り方について検討開始することを決定し、令和3年1月に正副議長による議員各会派からの意見聴取を実施しました。その後、同年3月22日の代表者会議において、議員定数を3減の48とする等の正副議長案を提示し、「選挙区及び定数に関する正副議長案」に対する意見募集を実施しました。（意見募集期間：令和3年3月26日から同年4月8日まで）

令和3年4月28日に、議員提出により、選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行う「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されました。本条例案は、同年5月11日の本会議において、賛成多数で可決されました（次の一般選挙から施行）。

③ 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

平成18年12月20日、議会制民主主義の健全な発展は、議員に対する県民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものであるとの強い認識の下、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託に応え、清潔で民主的な県政の発展に寄与するため、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のための議員の責務と政治倫理規準等を定めることを目的とする、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例案」が全会一致で可決され、成立しました。同条例は、同月26日に公布、施行されました。

また、政治倫理基準として、新たに「人権侵害行為」に関する規定を追加するなどの同条例の一部を改正する条例案が全会一致で可決され、令和4年12月20日に公布、施行されました。

（政治倫理規準例）

条例第3条第6号一若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

なお、執行機関では、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の制定などを受け、一定の公職にある者等から県職員に対して行われた要望等について、その内容の記録及び情報の共有化に関する事務処理手続き等を定めた取扱要領を平成18年12月26日から施行しています。

④ 三重県政務調査費の交付に関する条例の改正

平成19年3月14日、三重県議会基本条例の規定を受け、政務調査費制度の透明性の向上を図るため、収支報告書への1件1万円以上の支出に係る証拠書類等の添付の義務づけなど所要の改正を行うとともに、閲覧規定の整備を行うことを目的とする、「三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決し、成立

質疑・質問等に係る議会運営委員会の 申合せ事項

〔平成3年5月29日 議会運営委員会決定〕

〔沿革〕平成6年9月9日、7年6月5日、9年2月21日、12年5月11日、13年5月17日、14年12月4日、18年11月21日、20年2月19日、21年11月16日、22年3月3日、22年5月28日、24年3月30日、24年6月1日、24年9月10日、24年9月18日、24年12月18日、30年1月18日、令和3年10月29日、5年11月15日、5年12月20日改正

1 代表質問

- (1) 質問者は、5人以上の所属議員を有する会派の代表者とする。
- (2) 質問順序は、多数会派順とする。
- (3) 質問時間は、答弁を含めて1人70分程度とする。
- (4) 再質問は、申合せ時間内で行う。
- (5) 関連質問は行わない。
- (6) 質問議員は、質問日の3日前（休日を除く。）の午後1時まで、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。
- (7) 質問議員が2人以上の場合、午前中に2人質問を行い、再開は午後1時30分とする。

2 一般質問

- (1) 1日の質問者数は、原則として4人とする。
- (2) 質問者数は、所属議員数（正副議長を除く。）に応じて各会派に配分するものとし、定例会会議ごとに議会運営委員会で協議決定する。
なお、各議員（正副議長を除く。）は、年間を通じて1回の質問（代表質問を除く。）ができることを配分の基準とする。
- (3) 質問順序は定例会会議ごとの輪番制とし、細部については、その都度、議会運営委員会で協議決定する。
- (4) 質問時間は、答弁を含めて1人60分程度とする。

- (5) 再質問は、申合せ時間内で行う。
- (6) 質問議員は、質問日の3日前（休日を除く。）の午後1時まで、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。

3 関連質問

- (1) 関連質問は、回数制とし、一般質問の質問日1日につき6回として質問回数を算出する。
- (2) 質問回数は、所属議員数（正副議長を除く。）に応じて各会派に配分するものとし、定例月会議ごとに議会運営委員会で協議決定する。

なお、少数会派については、最低1回の配分ができるよう配慮する。

- (3) 関連質問は、当日の一つ又は複数の一般質問に対して行うことができるものとする。
- (4) 関連質問は、議員1人当たり1日につき1回とする。
- (5) 質問時間は、答弁を含めて1回10分程度とする。
- (6) 関連質問を行う時期は、当日の一般質問終了後とする。
- (7) 関連質問の順序は、一般質問の通告順とし、同一項目については、関連質問の通告順とする。

なお、関連質問の通告が複数の一般質問に対するものであるときは、その一般質問の通告順が最も早いものにより順序を決定する。

- (8) 関連質問をしようとするときは、原則として、最初に会派の代表者に、所定の書式により関連質問の発言通告書を提出し了解を得たうえで、当日の一般質問が終了するまでに議長に提出するものとする。
- (9) 関連質問の発言通告書には、質問項目の他に具体的な内容を記載するものとする。
- (10) 一般質問予定者は、その質問を終えるまでは、原則として関連質問はできないものとする。

また、一般質問（代表質問を含む。）を終えた後も、その定例月会議中に質問した事項及び同一趣旨について、関連質問をすることを差し控えるものとする。

4 議案に関する質疑

- (1) 定例月会議の初日に提出される議案に関する質疑については、

一般質問実施前に行う。

(2) 定例会会議の初日以外の時期に提出される議案（以下「随時提出議案」という。）に関する質疑については、提案説明後又は議案聴取会終了後に行う。

(3) 質疑議員は、質疑日の前々日（休日を除く。）の午後1時までに、所定の書式により発言通告書を提出するものとする。ただし、随時提出議案に係る発言通告書の提出については、この限りでない。

(4) 質疑時間は、答弁を含めて1人15分程度とし、質疑順序は、その都度、議会運営委員会で協議し、決定する。

5 議員の発言

(1) 代表質問、一般質問、再質問、関連質問及び議案に関する質疑は、議員発言用演壇を使用する。

また、議提議案提案説明、議提議案に関する質疑に対する答弁、委員長報告、決議案朗読、討論等の発言は、議長席前の演壇を使用する。

(2) 本質問に対する答弁の際、質問議員は議員待機席で答弁を受け、再質問は登壇する。

なお、再質問に対する答弁の際は、質問議員の判断に任せるものとする。

(3) 再質問を行う際、質問議員は議員待機席で「議長」と告げ、議長の応呼を得た後、登壇する。

質問を終結する旨の発言も同様とする。

(4) 分割質問を行う場合にあつては、質問議員は発言通告書の提出と同時に、質問項目の分割内容を知らせるとともに、質問時において、次の分割質問項目に移るときは明確に明示する。

(5) 上記(2)から(4)までは、議案に関する質疑について準用する。

6 執行部の答弁等

(1) 本質問に対する答弁は、議長席前の演壇を使用する。ただし、再質問に対する答弁、関連質問に対する答弁及び議案に関する質疑に対する答弁は自席で行う。

(2) 再質問に対する執行部の答弁は自席で行うが、分割質問を行う場合にあつては、本質問に関する答弁は議長席前の演壇、

再質問に関する答弁は自席とする。

(3) 本会議の出席説明員について、各部局副部長、次長の出席は求めないこととする。ただし、答弁を行う部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名の範囲内で認める。

(4) 執行部の答弁者は、代表質問、一般質問、関連質問及び議案に関する質疑（以下「質問等」という。）に対する答弁をよりの確に行うことができるよう、議長の許可を得て、質問等を行う者に対して、答弁に必要な範囲内で質問等の趣旨を確認することができる。

7 議場内スクリーンへの映写

(1) 代表質問及び一般質問は、テレビ中継映像をプロジェクターでスクリーンに投影することにより、映写する。

(2) 代表質問及び一般質問以外の本会議開催中は、インターネット中継映像をプロジェクターでスクリーンに投影することにより、映写する。

8 発言時等における議場内スクリーンへの資料映写

(1) 資料映写は、演壇での掲示資料（図表等）と同じく、発言時の補助手段としての使用にとどめる。

(2) 映写資料の内容については、議場における発言と同じく、議員自身が責任を負う。

(3) 映写資料は、議場の傍聴者をはじめ、テレビ及びインターネットの実況中継・録画配信等によって公開されるものであることから、その内容については、地方自治法第132条の規定に準じるなど、節度あるものでなければならない。

(4) 映写資料は、A4判の用紙に印刷する設定とした電子ファイルで作成することを基本とし、演壇での掲示資料の内容と同一のものとする。また、当該電子ファイルの大きさは、映写資料1枚当たり7メガバイト以下を基本とする。

(5) 映写資料は、質問日前々日の午後5時までに電子ファイルで提出するものとし、担当書記が議員から直接受領する。

(6) 映写資料の写しは、質問日当日、書記が議場配付するとと

もに、電子ファイルを貸与タブレット端末（各議員に貸与されているタブレット端末をいう。）に送信するものとする。

(7) (6)により配付された映写資料の写し又は送信された電子ファイルは、議事の参考とすること以外の用途のために、作成者に無断で使用してはならない。

(8) 議場内スクリーンへの映写作業は、議員の指示に従い書記が行う。

(9) レーザーポインタを使用する場合は、指し示す内容がわかるよう、口頭で補足説明を行う。

なお、危険防止のため、レーザーポインタは人に向け直射しないものとする。

(10) 映写資料の写しは、事後に事務局から県政記者クラブへ提供する。

(11) 映写資料は、演壇での掲示資料と同じく、会議録には掲載しない。

(12) 映写資料について疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。

(13) 執行部の答弁においても、(1)から(4)まで、(6)、(7)、(8)、(10)及び(11)を準用し、答弁に必要な最小限の範囲内で、議場内スクリーンへの資料映写を認めるものとする。この場合において、(1)中「発言時」とあるのは「答弁時」と、(2)中「発言」とあるのは「答弁」と、「議員自身」とあるのは「執行部」と、(8)中「議員の指示に従い」とあるのは「執行部の依頼により」と読み替えるものとする。

なお、映写資料は、質問日前日の午後5時までに事務局へ電子ファイルで提出するものとし、レーザーポインタは使用しないものとする。

また、映写資料は、議会運営委員長の承認を得たものに限り、使用を認めるものとし、映写資料について疑義が生じた場合は、使用前に議会運営委員会で協議する。

三重県議会の改革

予算決算常任委員会の改革

予算と決算の一体的な審査・調査により

監視評価・政策提言機能を強化



平成18年（2006年）3月

令和7年（2025年）4月改訂

三重県議会

1 はじめに

三重県議会では、予算と決算を総合的に審査・調査する予算決算特別委員会を平成10年5月15日に設置しました。

この委員会では、当初予算について予算編成が始まる前や予算要求の段階から調査を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価などを通じ、執行部に対して意見、提言を行うなど、翌年度の県政運営方針や予算編成につなげる活動を行ってきました。

二元代表制の下で住民から選ばれた一方の代表として、住民本位の立場に立ち、政策の決定、監視・評価、提言・立案機能をさらに高めていくためには、この予算決算特別委員会の活動を一層充実する必要があると考え、予算と決算の一体的な審査・調査による機能の強化を図ることを目的として抜本的な改革を行い、新たな予算決算特別委員会を平成16年5月16日に設置しました。

その後、平成18年6月の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったため、三重県議会委員会条例の一部を改正し、平成19年4月30日から予算決算特別委員会に代えて、予算決算常任委員会を設置しています。

本稿では、平成16年5月の新たな予算決算特別委員会と、現在の予算決算常任委員会の改革の経緯と内容及び平成19年度から18年間の活動状況等についてご紹介します。

※ 委員会の審査・調査の様子は、三重県議会ホームページで、実況中継・録画中継ともにご覧いただけます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/>

2 予算決算特別委員会の設置

2-1 平成8年度以前

平成8年度以前には、予算の審査は、予算特別委員会を設置せずに各常任委員会に分割付託して審査を行っていました。

また、決算認定議案の審査は、委員定数を10～11人とする決算特別委員会を設置して審査を行っていました。この特別委員会は、決算認定議案の審査を行う目的で設置するため、例年、企業会計決算の審査が始まる第3回定例会で設置し、一般会計・特別会計の審査が終わる翌年の第1回定例会で廃止していました¹。

2-2 平成9年度以降

平成9年度には、当初予算の各常任委員会への分割付託を特別委員会への一括付託に変更する目的で、予算等県財政について総合的に審査・調査する予算特別委員会を平成9年第4回定例会閉会日²に新設しました。

予算特別委員会は、委員定数を25人とし、閉会中の平成10年1月に予算等県財政についての調査を行うとともに、平成10年第1回定例会で一括付託された平成10年度の一般・特別・企業会計当初予算の計16議案を審査しました。付託議案審査に係る総括質疑の際³には、テレビ実況中継も行いました。

しかし、重要な当初予算の審査であるにもかかわらず、議員全員が関わることができないこと、付託議案の審査期間は1日であつ総括質疑は会派への時間配分を行うため質疑者が限られること⁴、常任委員会の機能が低下することなどの課題が生じました。

平成10年度には、予算と決算を総合的に審査・調査する予算決算特別委員会を、都道府県議会としては初めて⁵設置しました。

この特別委員会は、所管事項を予算、決算等県財政についての総合的な審査・調査と行っていました。議案付託を受けるのは決算認定議案（全会計）のみで、予算については各常任委員会への分割付託の形に戻りました。

¹ この頃は、企業会計決算認定議案は第3回定例会開会日(9月中旬)に提出、第4回定例会閉会日(12月中旬)に議決、一般会計・特別会計決算認定議案は第4回定例会開会日(11月下旬)に提出、第1回定例会中(3月上旬)に議決していた

² 平成9年12月19日

³ 平成10年3月19日

⁴ 平成10年3月19日の質疑者は午前6人、午後9人の計15人

⁵ 平成16年10月現在 この後、茨城県議会が平成17年3月から平成18年12月まで予算決算特別委員会を設置、常任委員会については長崎県議会が平成24年6月に予算決算委員会を設置

予算については、当初予算が議会へ提出される前に、所管事項調査を行い、具体的には、予算編成が始まる以前や予算要求の段階で、執行部からその都度、資料に基づき説明を受け、調査を通じて意見、提言を行っていました。

このため、予算決算特別委員会の設置は、付託案件が生じたときにその都度設置するのではなく、議員改選直後の5月臨時会で設置⁶し、委員定数、所管事項⁷に変更がない限り、議員任期中、特別委員会を存続させる通年設置としていました。

委員定数については、平成10年度は議員定数55人の概ね半数程度の25人とし、平成11年度から14年度までは議員定数55人の4分の1程度の14人とし、平成15年度は議員定数51人の4分の1程度の13人としていました。

また、他の特別委員会と同様に、委員の選任は、慣例により毎年5月の臨時会で行っていました。

なお、常任委員会での予算審査と一体性を確保するため、平成12年度から14年度までの間は、予算決算特別委員会の委員に各常任委員会の委員長（6人）が所属する手法も採り入れていました。

表2-1 予算決算常任（特別）委員会の変遷（平成9年度以後）

設置期間	名 称	定数、構成	議案付託等
H9. 10. 1～ H10. 3. 10	決算特別委員会	11人	決算：一括付託
H9. 12. 19～ H10. 5. 15	予算特別委員会	25人	当初予算：一括付託 補正予算：所管常任委員会に分割付託
H10. 5. 15～ H11. 4. 29	予算決算特別委員会	25人	決算：一括付託 予算：調査のみ実施、予算は分割付託し所管常任委員会で審査
H11. 5. 14～ H15. 4. 29	予算決算特別委員会	14人（毎年5月に委員改選、H12. 5. 16～H15. 4. 29は委員に常任委員長6人を含む）	決算：一括付託 予算：調査のみ実施、予算は分割付託し所管常任委員会で審査
H15. 5. 16～ H16. 5. 14	予算決算特別委員会	13人	決算：一括付託 予算：調査のみ実施、予算は分割付託し所管常任委員会で審査
H16. 5. 14～ H19. 4. 29	予算決算特別委員会	49人（議長、監査委員を除く全議員）	決算・予算：一括付託
H19. 4. 30～ R5. 4. 29	予算決算常任委員会	50人（議長を除く全議員）、行政部門別常任委員会との複数所属	決算・予算：一括付託
R5. 5. 12～	予算決算常任委員会	47人（議長を除く全議員）、行政部門別常任委員会との複数所属	決算・予算：一括付託

⁶ 設置は、平成10年5月15日、平成11年5月14日（改選年）、平成15年5月16日（改選年）、平成16年5月14日（委員定数変更）

⁷ 平成10年5月15日に初めて予算決算特別委員会を設置して以来、「予算、決算等県財政に関する総合的な審査・調査」という所管事項には変更がなかった

3 改革の経緯

3-1 議案分割付託の適否

予算決算特別委員会の改革の発端は、予算を各常任委員会に分割付託しているのは、議案一体の原則から問題ではないかという意識からでした。

行政実例では、条例案の分割付託は「できないものと解する⁸」、「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきものではない⁹」として、分割付託を認めていません。

また、各種の解説書でも、議案の分割付託について、「予算については関係委員会に付託して審査している例があるが違法であること¹⁰」、「当初予算の審査でいつも指摘されていることは、常任委員会への分割付託である。このやり方は違法といわれているが、多くの地方議会で行われている。¹¹」、「現状は違法状態が多数派だ。¹²」などと解説されています。

このように関係常任委員会に予算を分割付託する方法は、議案一体の原則に反し、委員会での修正¹³ができないという欠点があります。

3-2 議会改革推進会議での検討

平成15年10月10日に設置された三重県議会 議会改革推進会議¹⁴の会長から、議案の分割付託の適否について調査するよう事務局に指示があり、その後、この検討は議会改革推進会議で行いました。

議会改革推進会議には3つの分科会を設置しており、このうち、議会審議の充実についての調査研究を行う第1分科会で、平成16年2月下旬から3月上旬にかけて、予算決算特別委員会の充実に向けた検討¹⁵を行いました。

第1分科会の検討結果は、予算の分割付託については、①総合的、一体的な審査が困難なこと、②委員会での予算修正ができないこと、③他の委員会に付託された予算の審査に関われないことが問題点であり、これを解消するには、①予算を一括付託する、②

⁸ 昭和28年4月6日 秋田県議会事務局長あて自治庁行政部行政課長回答

⁹ 昭和29年9月3日 山口県議会議員あて自治庁行政部行政課長回答

¹⁰ 地方議会研究会編著「議員・職員のための議会運営の実際 15」

¹¹ 野村稔著「地方議会改革宣言」

¹² 野村稔著「地方議会改革宣言」

¹³ 三重県議会では、予算を否決した事例はないが、予算を修正議決した事例は、昭和24年に2件、昭和25年に1件、平成20年に1件ある

¹⁴ 議会改革推進会議は、地方分権の時代にふさわしい三重県議会及び都道府県議会の在り方について調査研究を進めるとともに、改革を目指す他の都道府県議会との相互交流を図る目的で、全議員参加のもと平成15年10月10日に設置したもので、その後、三重県議会基本条例(平成18年三重県条例第83号)第22条でその設置を規定した

¹⁵ 平成16年2月23日、3月3日

全員参加型の構成とする、③分科会での詳細審査を行う新しい形の予算決算特別委員会とする必要があるという内容でした。

この検討結果は、平成 16 年 3 月 10 日に議会改革推進会議役員会で報告され、役員会はこれを了承するとともに、具体的改革案を検討するため、第 1 分科会に 7 人の委員で構成する予算決算特別委員会改革検討会を設置しました。

3-3 予算決算特別委員会改革検討会での検討

予算決算特別委員会改革検討会では、議会改革推進会議第 1 分科会の検討結果を受け、具体的改革案について 3 月中旬から 4 月下旬にかけて集中的に検討を重ねました。

4 回¹⁶にわたる検討の後、「予算決算特別委員会の改革についての検討結果」を取りまとめ、平成 16 年 4 月 26 日に議会改革推進会議役員会及び代表者会議で報告し了承され、4 月 28 日には議会運営委員会です承されました。

検討結果の内容は、改革の基本的な考え方をもとに、委員会の構成、委員会の内部組織、委員会の審査・調査の方法などの具体的改革案を示しました。

また、このことに関連して、審査・調査の充実に伴い定例会の会期が会議規則に定めるおおむねの会期日数を超えることとなるため、当該規定の削除について検討するよう議会運営委員会に提案すること¹⁷、テレビ実況中継の実施について検討するよう代表者会議及び広報委員会に提案すること¹⁸なども盛り込みました。

3-4 新しい予算決算特別委員会の設置

この検討結果を受け、平成 16 年 5 月 14 日の第 1 回臨時会において、所管事項を「予算、決算等財政に関する総合的な審査・調査」とし、委員定数を 49 人とする「予算決算特別委員会」を設置しました。

予算決算特別委員会は、同日、委員会を開催し、委員会の内部組織、委員会審査・調査の方法、開催場所等を定める「予算決算特別委員会運営要領¹⁹」を決定しました。

新しい予算決算特別委員会の概要は、次のとおりです。

- ① 予算と決算を総合的一体的に審査・調査する予算決算特別委員会を引き続き設置し、予算の審査について、従来の常任委員会への分割付託を改め、予算決算特別委員会への一括付託としました。この結果、付託議案は、従来の決算認定議案に加え、全ての予算、予算関連議案、決算関連議案となりました。
- ② 委員会の定数は、従来 13 人であったのを 49 人とし、議長及び監査委員である議

¹⁶ 平成 16 年 3 月 18 日、30 日、4 月 13 日、21 日

¹⁷ 平成 16 年 4 月 28 日議会運営委員会決定 5 月 11 日議決 5 月 25 日公布施行

¹⁸ 総括質疑のテレビ実況中継 平成 16 年 9 月 14 日広報委員会決定 10 月 13 日代表者会議決定

¹⁹ 参考資料「予算決算常任委員会運営要領」

員を除く全ての議員とする全員参加型に改めました。

- ③ 詳細な審査・調査を行うため、委員会に6つの分科会を置き、委員会が付託を受けた議案等のうち、それぞれの所管に関する部分を分担して審査・調査することとしました。
- ④ 委員会の運営を協議するため、委員長、副委員長及び理事で構成する理事会を設置しました。
- ⑤ 委員会の開催場所は、全員協議会室とし、本会議と同様にその配置を対面演壇方式としました（令和2年12月～令和4年3月は新型コロナウイルス感染防止対応のため議場で開催）。

3-5 **引き続きの改革**

平成16年5月の抜本的な改革の後も、予算と決算の一体的な審査・調査の充実に向けて様々な改革を積み重ねました。

平成17年度からは、決算認定審査の早期化、インターネットによる実況・録画中継の実施等をはじめ、案件に応じた効果的な審査・調査方法を用いることとしました。

特に一般会計・特別会計決算審査の早期化²⁰については、予算決算特別委員会だけでなく議会全体の改革に関わることから、理事会での検討²¹を踏まえ、議会改革推進会議でも検討²²し、最終的に平成16年12月16日の代表者会議で決定しました。

また、平成18年10月からは、総括質疑における発言通告制を廃止するなど、より議論が活発になるような取組も行いました。

3-6 **予算決算常任委員会の設置**

平成18年6月の地方自治法の一部改正により、これまで「議員は、それぞれ一箇の常任委員となるもの」とするとされていた所属制限が廃止され、「議員は、少なくとも一の常任委員になるもの」とすると改正されました。

これに伴い、議員の常任委員会への複数所属が可能となったため、平成18年12月に三重県議会委員会条例を一部改正し、平成19年4月30日から予算決算常任委員会を設置して、従来の行政部門別の常任委員会との複数所属としました。

新しく設置した予算決算常任委員会は、所管事項を「予算及びこれに関すること」及び「決算及びこれに関すること」とし、委員の任期を1年、定数を議長を除く全議員50人としています。

予算決算常任委員会における分科会、理事会等の構成や審査・調査等の運営方法は、従前の予算決算特別委員会の運営方法をほぼ踏襲しています。

²⁰ 内容については、後述5-6

²¹ 平成16年9月7日、10月8日、11月11日

²² 平成16年11月29日第1分科会 12月15日役員会

4 予算決算常任委員会の構成

4-1 全員参加型の委員会

予算決算常任委員会の委員は、議長を除く全ての議員で、委員定数は、議員定数 48 人から 1 人を減じた 47 人としています。

全員参加型としたのは、全ての議員が予算、決算認定議案の委員会審査に関わることができるようにしたためです。

議長は、議会全体の統制者であることから委員から除いていますが、副議長は、議長に事故がない限り一般の議員と全く同じ地位にあるので委員に含めています。

また、監査委員である議員（2 人）は、監査委員として決算の審査を行っており、権限が競合するというので、議会運営委員会申合せに従い、以前の予算決算特別委員会では委員から除いていました。

しかし、監査委員である議員が、制度上の制約等により良識的限界を持つ立場に置かれていることを十分に理解した上でそれぞれの立場で活動を行う限りにおいては、常任委員として決算審査に加わっても支障はないという考え方から、申合せを改正し、平成 19 年 4 月の常任委員会化の際に、監査委員である議員も常任委員として予算、決算等の審査・調査に加われるようにしています。

4-2 分科会の設置

予算決算常任委員会には、6 つの分科会を設置しています。

全員参加型の委員会で詳細審査・調査を行うには、分担して行う方法が効果的・効率的であるからです。

分科会は、総務地域連携交通分科会、政策企画雇用経済観光分科会、環境生活農林水産分科会、医療保健子ども福祉病院分科会、防災県土整備企業分科会、教育警察分科会の 6 つとし、分科会の所管部局等は、それぞれ相当する行政部門別常任委員会と同一としています。

また、分科会に所属する委員は、相当する行政部門別常任委員会の委員と同一とし、分科会の委員長、副委員長には、行政部門別常任委員会の委員長、副委員長を充てることとしています。

4-3 理事会の設置

予算決算常任委員会は、全員参加型の委員会であることから、委員会の円滑な運営を図るために理事会を設置しています。

理事会の構成は、委員長、副委員長及び理事数名です。なお、予算決算常任委員会の議事調整は、本会議など議会全体の議事調整と密接に関わることから、理事は原則とし

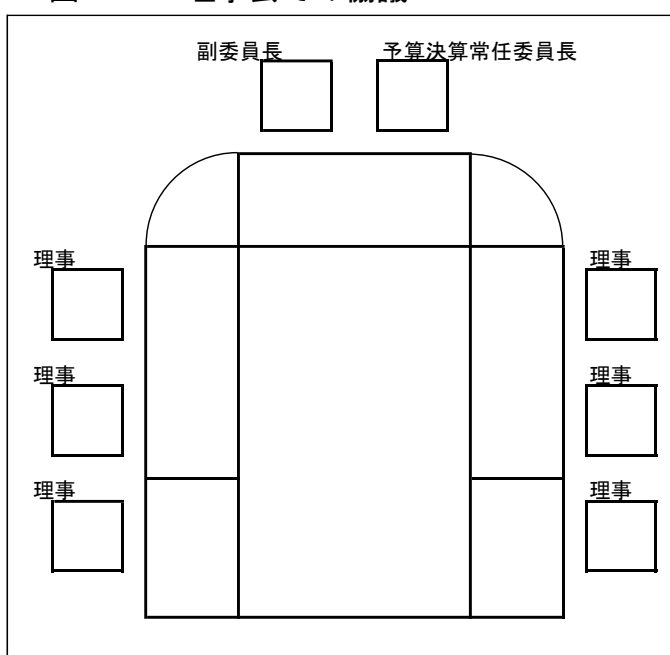
て議会運営委員会の委員等のうちから委員長が指名することとしています。

具体的な任務は、審査・調査日等の日程調整、総括質疑の実施の有無、質疑・質問者の調整、付託議案の取扱い等について協議することですが、平成16年度は改革の初年度であったため、案件ごとに一から委員会審査・調査の方法を協議してきました。

また、委員長が必要と認めるときは、理事以外の者に対して理事会への出席を求めることができ、分科会委員長を含めた拡大理事会を開催²³することもあります。

なお、理事は会派の代表として協議を行うという性格上、理事に事故があるときは、委員長の許可を得て代理者を出席させることができることとしています。

図4-1 理事会での協議



²³ 平成16年6月4日、平成17年6月8日、平成17年7月6日、平成18年6月12日、平成19年6月7日、平成20年6月10日、平成21年6月9日、平成22年6月10日、平成23年6月3日、平成24年6月1日、平成25年6月4日、平成26年6月3日、平成27年6月3日、平成28年6月3日、平成29年6月5日、平成30年6月4日、令和元年6月3日、令和2年6月3日、令和3年6月2日、令和4年6月3日、令和5年6月1日、令和6年6月3日

5 予算決算常任委員会の審査・調査

5-1 案件に応じた審査・調査方法

予算決算常任委員会が付託を受けた議案の審査方法は、案件に応じてそれぞれ効果的な審査方法を理事会で協議、決定しています。

まず委員会で総括質疑を行い、次に分科会で部局別審査を行い、最後に委員会で分科会委員長報告、委員間討議、討論、採決を行うことを基本としています²⁴。

これは、いわばフルパターンの審査方法であり、総括質疑の省略、分科会での詳細審査の省略など、案件に応じてそれぞれ効果的な審査方法を用いています。

なお、締めくくり総括質疑は、理事会が必要と認めた場合に実施できますが、当面、重大案件がない場合は実施しないものとしており、平成19年第2回定例会で1回実施したのみとなっています。

表5-1 予算決算常任委員会の付託議案審査方法パターン

		パターンA	パターンB	パターンC	パターンD	パターンE
審査順	委員会	補充説明		補充説明		
	委員会	総括質疑	総括質疑			
	分科会	詳細審査	詳細審査	詳細審査	詳細審査	
	委員会	報告・採決	報告・採決	報告・採決	報告・採決	補充説明・採決
具体例	対象案件	決算審査 (一般・特別)	当初予算関係	決算審査 (企業)	補正予算関係	先議議案関係
	過去の例	平成29年定例会 9月定例会月会議 など	平成30年定例会 2月定例会月会議 など	平成29年定例会 9月定例会月会議 など	平成30年定例会 2月定例会月会議 など	平成21年第2回 定例会など

パターンAは、一般会計・特別会計の決算審査に用いられ、最初に委員会で副知事から補充説明を受け、次に総括質疑を行った後、6分科会で分担して詳細審査を行い、最後に委員会で分科会委員長報告、採決を行う方法です。

パターンBは、当初予算の審査に用いられ、委員会での総括質疑の後、分科会で詳細審査を行い、委員会で分科会委員長報告、採決を行う方法です。

パターンCは、企業会計の決算審査に用いられ、まず、委員会で公営企業管理者²⁵及び監査委員から補充説明を受けた後、総括質疑を省略して、該当の分科会で詳細審査を行い、委員会で分科会委員長報告、採決を行う方法です。

パターンDは、補正予算の審査に用いられ、委員会の総括質疑を省略して、該当の分科会で詳細審査を行った後、委員会で分科会委員長報告、採決を行う方法です。

パターンEは、分科会での詳細審査を行わず、委員会のみで審査、採決を行う方法で、これまで先議議案²⁶の審査の場合に用いていましたが、平成22年度からは、詳細

²⁴ 予算決算常任委員会運営要領4

²⁵ 企業庁長、病院事業庁長

²⁶ 緊急を要するため、予定された採決日や閉会日を待たずに会期の途中で議決する議案

かつ慎重な審査を行う趣旨から、付託された議案については、全て分科会で分担して審査を行うようにしています。

予算決算常任委員会の所管事項調査の方法も、その案件に応じて、より効果的な調査方法を理事会で協議し、決定しています。

具体的には、委員会のみで行う場合²⁷、分科会のみで行う場合²⁸、その両方で行う場合²⁹があります。

また、委員会での質問方法については、事前に会派に時間配分をする方法³⁰、時間配分をせず質問を受け付ける方法のいずれかを用いています。

5-2 総括質疑

総括質疑は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案について、審査のはじめに行うものですが、省略もできるものとしており、付託予定議案に関する議案聴取会終了後に開催される理事会で実施の有無を決定することとしています。

なお、当面、当初予算審査、一般会計・特別会計決算審査にあつては1日間実施し、その他の審査にあつては、重大案件がない場合は実施しないものとしています。

総括質疑は、平成16年5月以降、毎年度、一般会計・特別会計の決算審査及び当初予算審査において実施しています。なお、平成23年6月には、補正予算が知事就任後の肉付け予算となることから、また、平成27年6月には、補正予算が知事再選後初の予算となることから、重大案件として総括質疑を実施しました。

総括質疑の方法は、午前2時間、午後2時間の合計4時間について各会派に質疑時間を配分し、発言通告制を用い、知事の出席を求めて対面演壇方式で行っていましたが、平成18年10月からは発言通告制を廃止して行っています。

図5-1 総括質疑（令和7年3月7日）



²⁷ 例：平成18年7月14日の三重県財政の現状調査

²⁸ 例：補助金条例に基づく補助金調書の調査

²⁹ 例：予算調製方針又は当初予算要求状況の調査における総括的質疑

³⁰ 例：平成18年1月18日の当初予算編成状況の調査

5-3 **分科会での詳細審査・調査**

分科会は、委員会が付託を受けた議案等のうち、その所管に関する部分をそれぞれ分担して、詳細な審査又は調査を行います。

分科会の開催には、分科会を単独で開催する場合と、分科会及び行政部門別常任委員会を同日開催する場合の2とおりの方法があります。

一般会計・特別会計決算審査は、通常、1日に3つの分科会を単独で開催し、2日間かけて行います。

また、予算及び予算関連議案の審査は、通常、分科会と行政部門別常任委員会と同日開催し、1分科会当たり部局別に2日間審査し、1日3分科会で4日間かけて行います（平成20年第1回定例会から）。

分科会と行政部門別常任委員会を同日開催する場合の議事は、部局ごとに分科会と行政部門別常任委員会を区分して行うこととしています。

分科会での採決は、委員会運営要領で、「分科会委員長は、必要に応じ、分科会委員の明確な意思を確認することができる。³¹⁾」こととしており、絶対要件ではありませんが、分科会としての明確な結論を出すことが望ましいことから基本的には採決を行うものとし、可否が決しがたい場合や本委員会での採決に委ねることが適当であると判断される場合などは、分科会としての結論を出さず、分科会報告も経過報告だけにとどめることができる³²⁾ことを理事会で確認しています。

5-4 **採決を行う委員会**

分科会での詳細審査の後、採決を行う委員会では、通常、分科会ごとに、分科会委員長報告、委員長報告に対する質疑、執行部に対する補足質疑を繰り返し、採決を行う前に再度全体的な補足質疑を受けた後、委員間討議、討論、採決を行っています。

締めくくり総括質疑は、理事会が必要と認めた場合に実施し、当面、重大案件がない場合は実施しないものとしていますが、平成19年第2回定例会において、補正予算を重大案件として初めて実施³³⁾しました。

³¹⁾ 予算決算常任委員会運営要領6（2）

³²⁾ 分科会での採決を取らなかった事例は、過去3例ある。（平成16年10月6日教育警察分科会、平成17年3月14日健康福祉環境森林分科会、平成19年6月22日教育警察分科会）

³³⁾ 平成19年6月27日

5-5 付託議案

予算決算常任委員会に付託する議案は、予算、予算関連議案、決算認定議案及び決算関連議案です。

予算については、一般会計、特別会計、企業会計の全て³⁴の会計で、当初予算だけでなく補正予算も付託します。また、補正予算の専決処分承認議案も含まれます。

予算関連議案については、議会運営委員会³⁵で、その選別の基準を次の3区分と定めています。なお、個々の議案について、予算関連議案か否か疑義が生じる場合は、その都度、議会運営委員会で協議、決定しています。

① 予算の根幹部分に係る制度の改廃に係る議案

例：特別会計の設置・改正・廃止を内容とする条例、基金の設置・改正・廃止を内容とする条例など

② 歳入予算を伴う議案

例：県税関係条例、分担金・負担金・使用料・手数料関係条例など

③ 歳出予算を伴う議案（予算の執行に係る議案を除く）

例：職員等給与に関する条例など

決算認定議案については、一般会計、特別会計、企業会計の全ての会計です。

決算関連議案については、「病院事業欠損金の資本剰余金による処理について」、「工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」などの議案が該当します。³⁶

5-6 決算審査の早期化

議会による決算の審査は、二元代表制の下、住民から選ばれた一方の代表として、知事が提出する決算認定議案を審査の上、認定・不認定の決定を行うものですが、この審査は単に財務事務の適正性を確認するだけでなく、事業の成果を判断し、本年度の予算執行や翌年度の予算編成に反映させていくことも目的としています。

予算と決算を総合的一体的に審査・調査し、従来にも増して前年度の決算審査の結果を翌年度の予算編成に反映させるためには、より早い段階で決算認定議案の審査を行い、それを通じて政策提言を行うことが必要です。

このため、企業会計及び一般会計・特別会計に係る決算認定議案の審査の早期化を図りました。

³⁴ 一般会計、特別会計 11、企業会計 4 の合計 16 会計

³⁵ 平成 16 年 5 月 31 日、平成 19 年 6 月 12 日

³⁶ 地方公営企業法又は地方公営企業法施行令の規定により議会の議決を要する

表 5-2 決算認定審査時期の推移

	一般会計・特別会計		企業会計	
	提出	議決	提出	議決
～平成 9 年度 (8 年度決算～)	第 4 回定例会 開会日 (11 月下旬)	第 1 回定例会 会期中 (3 月上旬)	第 3 回定例会 開会日 (9 月中旬)	第 4 回定例会 閉会日 (12 月中旬)
平成 10 年度～ (9 年度決算～)	第 4 回定例会 開会日 (11 月下旬)	第 4 回定例会 閉会日 (12 月中旬)	第 3 回定例会 開会日 (9 月中旬)	第 4 回定例会 開会日 (11 月下旬)
平成 16 年度～ (15 年度決算～)	第 4 回定例会 開会日 (11 月下旬)	第 4 回定例会 閉会日 (12 月中旬)	第 3 回定例会 開会日 (9 月中旬)	第 3 回定例会 閉会日 (10 月中旬)
平成 17 年度～ (16 年度決算～)	第 3 回定例会 閉会日 (10 月中旬)	第 4 回定例会 開会日 (11 月下旬)	第 3 回定例会 開会日 (9 月中旬)	第 3 回定例会 閉会日 (10 月中旬)
平成 20 年度～ (19 年度決算～)	第 2 回定例会 会期中 (10 月中旬)	第 2 回定例会 会期中 (11 月中旬)	第 2 回定例会 開会日 (9 月中旬)	第 2 回定例会 会期中 (10 月中旬)
平成 25 年度～ (24 年度決算～)	定例会 会期中 (10 月中旬)	定例会 会期中 (11 月中旬)	定例会 会期中 (9 月中旬)	定例会 会期中 (10 月中旬)

企業会計の決算認定については、議決の時期を平成 10 年度（9 年度決算）及び平成 16 年度（15 年度決算）にそれぞれ早期化し、10 月中旬としています。

また、一般会計・特別会計の決算認定については、提出の時期を平成 17 年度（16 年度決算）に早期化し、10 月中旬とし、また、議決の時期を平成 10 年度（9 年度決算）、平成 17 年度（16 年度決算）及び平成 20 年度（19 年度決算）に早期化し、11 月中旬としています。

執行部の当初予算編成は、10 月上旬に予算調製方針を決定した後、11 月下旬に各部局からの予算見積書の提出を経て、審査、調整を重ね、最終的に知事査定を行い、2 月上旬に編成作業を終え、当初予算が固まります。

従来のように、一般会計・特別会計の決算認定議案の提出時期が 11 月中旬、議決時期が 12 月中旬では、既に各部局からの当初予算要求が行われ、当初予算編成作業は調整の段階となっています。

このため、決算認定議案の提出時期を 10 月中旬に、また、議決時期を 11 月中旬に早めることにより、各部局が当初予算の要求を固めるまでに、決算審査を通じ予算編成に反映させるための政策提言を行うことができるようになりました。³⁷

平成 20 年度（19 年度決算）から平成 24 年度（23 年度決算）は、定例会年 2 回制、平成 25 年度（24 年度決算）からは、定例会年 1 回制³⁸の導入に伴い、表 5-2 のとおり決算審査を行っています。

³⁷ 決算審査と当初予算編成との関係は、資料 19「予算決算常任委員会の活動フロー」を参照。

³⁸ 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の定例会は 2 回制となり、これに該当した平成 27 年度、令和 5 年度は第 2 回定例会（令和元年度は令和元年定例会）の会期中に決算審査が行われた。

5-7 前年度の政策評価

予算決算常任委員会は、前年度の実績を、決算審査だけでなく政策評価などを通じて翌年度の行政展開方針（令和3年度までは経営方針、平成23年度までは県政運営方針）や予算編成につなげる活動を行っています。

知事は、「毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えする年次報告書」として、「県政レポート」（令和3年度までは成果レポート、平成23年度までは県政報告書）を毎年7月に作成します。

県政レポートの内容は、前年度の県政運営と今年度の経営方針をはじめ、56施策及び7つの行政運営の取組ごとに到達目標、目標の取組概要、取組の検証（得られた成果、残された課題）、改善のポイントと取組方向、県民指標と目標値の設定にあたっての考え方、活動指標と対応する基本事業の目標設定にあたっての考え方などを取りまとめたシートなどで構成されています。

この県政レポートは、6月に未定稿の段階で議会に示され、議会は、各行政部門別常任委員会で調査を行うとともに、各常任委員会での意見のまとめを参考として、7月中旬³⁹に予算決算常任委員会を開催し、予算決算の視点から総合的、総括的な調査を行います。

これらの調査結果に基づき、「県政レポートに基づく今後の県政運営等に関する申入書」を作成し、予算決算常任委員会正副委員長と各行政部門別常任委員長の連名で、8月上旬⁴⁰頃に知事に対して申入れを行います。

図5-2 知事への申入れ（令和6年8月7日）



³⁹ 平成16年7月16日、17年7月13日、18年7月14日、19年7月12日、20年7月14日、21年7月16日、22年7月15日、23年7月15日、24年7月13日、25年7月12日、26年7月14日、27年7月13日、28年7月13日、29年7月13日、30年7月13日、令和元年7月12日、2年7月13日、3年7月13日、4年7月11日、5年7月10日、6年7月10日（平成21年は、予算決算常任委員会のみ）。

⁴⁰ 平成16年8月3日、17年8月2日、18年8月7日、19年7月30日、20年8月1日、21年7月31日、22年7月30日、23年8月2日、24年8月1日、25年8月2日、26年7月28日、27年7月30日、28年8月9日、29年8月4日、30年8月9日、令和元年8月5日、2年8月4日、3年8月2日、4年7月25日、5年8月1日、6年8月7日（平成16年は予決特別委員会正副委員長のみ）。

5-8 予算編成過程での調査

予算決算常任委員会は、付託を受けた予算等の審査を行うだけでなく、当初予算について、予算編成の前や予算要求の段階から調査を行い、意見、提言を行っています。

当初予算は、執行部による数ヶ月にわたる編成作業を経て、1000以上の事業から組み立てられており、当初予算が編成され、予算が議会に提出された後に一から審査していく方法は、審査期間が限られていることから現実的ではありません。

特に、当初予算については審査期間が年度末までに限られているため、ほとんどの地方議会で原案可決となる例が多くなっています。

二元代表制の下、議会は、住民から選ばれた一方の代表として、翌年度の政策についての意見や提言を予算編成過程で示し、知事から提出された予算の審査でその実現状況を確認し、最終的に予算について可決、修正、否決を議決することが必要と考えられます。

このため、予算決算常任委員会では、調査等を概ね次のとおり行っています。

- ① 6月下旬に、財政当局から「県財政の現状」について説明を受け、調査します。
- ② 10月上旬に、全員協議会で知事から翌年度の「行政展開方針（案）」及び「当初予算調製方針」の説明を受けた後の10月下旬に、各部局長から各部局が予算調製方針に基づいて財政当局に予算要求を行うに当たっての「当初予算編成に向けての基本的な考え方」を施策別⁴¹、行政運営取組別⁴²に説明を受け、調査します。
- ③ 12月上旬に、各部局長から、当初予算要求をとりまとめた時点の施策別・款別・部別などの要求額一覧、新規事業一覧などの資料の提出と、施策別、行政運営取組別の予算要求状況について説明を受け、調査します。
- ④ 12月下旬に、本会議で予算決算常任委員長から、これら当初予算編成の調査の過程において特に議論のあった項目を取りまとめた報告を行います。

なお、平成23年度までは、②の「当初予算調製方針」を予算決算常任委員会で説明を受けた後に、2時間を人数割りで各会派に配分し、知事に対して総括的な質疑を行っていましたが、平成24年度からは、執行部の予算調製プロセスが見直されたこともあり、理事会において調査方法を見直し、③の当初予算の要求状況の説明を受けた翌日に、4時間を人数割りで各会派に配分したうえで、各部局長に対して総括的な質疑を行うこととしました。

また、平成25年度からは、予算調製方針は経営方針（案）（令和3年度からは行政展開方針（案））とあわせて、全員協議会で説明を受けることとしました。

⁴¹ 総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の政策体系に基づく56施策

⁴² 行政運営取組1～7

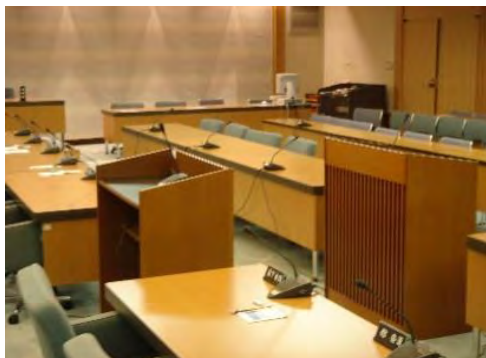
5-9 対面演壇方式の採用

委員会は、全員参加型の委員会であるため、全員協議会室で開催しています（令和2年12月～令和4年3月は新型コロナウイルス感染症感染防止対応のため議場で開催）。

通常の質疑応答は、委員、執行部とも自席から行いますが、総括質疑⁴³の場合など⁴⁴には、質疑応答は、対面演壇で行います。

また、分科会は、各行政部門別常任委員会室で開催しています。

図 5-3 対面演壇の配置



5-10 テレビ実況中継・インターネット中継

三重県議会では、常任委員会及び特別委員会のインターネットによる実況・録画中継を実施しており、予算決算常任委員会も分科会を含めて全ての審査・調査についてインターネットによる実況・録画中継を実施⁴⁵しています。

また、総括質疑は、本会議の代表質問、一般質問と同様に、テレビで実況中継を実施しています。

この他、委員会会議録及び委員会で説明に使用される資料は、三重県議会のホームページで公開しています。

図 5-4 インターネット中継画面の入り方

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>



クリックすると
委員会の一覧が
表示されます

⁴³ 5-2 参照

⁴⁴ 総括質疑のほか、当初予算調製方針又は当初予算要求状況についての調査の総括的質疑

⁴⁵ 実施は平成17年第3回定例会から

資料 18

令和6年度 予算決算常任委員会活動状況

年月日	委員会	分科会	理事会	その他	議会の開閉会中の別	案件
R6. 5. 16	①互選				令和6年定例会	正副委員長互選、理事指名
R6. 6. 3			拡大①			委員会運営全般協議（各委員長） 議案審査日程協議
R6. 6. 6	②					運営要領の改正についての協議
R6. 6. 18		政策企画雇用経済観光 教育警察				分科会詳細審査
R6. 6. 19		医療保健子ども福祉病院 防災県土整備企業				分科会詳細審査
R6. 6. 20		政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 教育警察				分科会詳細審査
R6. 6. 21		総務地域連携交通 防災県土整備企業				分科会詳細審査
R6. 6. 26			②			6/26 議事運営協議 令和6年版県政レポートの調査方法協議
	③審査 調査					付託議案審査、採決 三重県財政の現状の調査
R6. 7. 10	④調査					令和6年版県政レポートの調査 （各常任委員長説明）
R6. 8. 7				○		令和6年版県政レポート、知事への申入れ （正副委員長及び各常任委員長）
R6. 9. 17			③			9月定例会議議事運営協議 企業会計決算の審査方法協議 当初予算編成審査・調査日程協議
R6. 10. 2	⑤審査					決算認定議案審査（企業会計）
			④			当初予算関係調査方法協議 一般・特別会計決算議事運営協議 委員会活動の振り返り
R6. 10. 4		政策企画雇用経済観光 医療保健子ども福祉病院 防災県土整備企業				分科会詳細審査
R6. 10. 7		総務地域連携交通 環境生活農林水産 教育警察				分科会詳細審査
R6. 10. 8		政策企画雇用経済観光 医療保健子ども福祉病院 防災県土整備企業			分科会詳細審査	
R6. 10. 9		総務地域連携交通 環境生活農林水産 教育警察			分科会詳細審査	
R6. 10. 10			⑤		追加提出議案議事運営協議	
	⑥審査	総務地域連携交通			分科会詳細審査 付託議案審査、採決	

年月日	委員会	分科会	理事会	その他	議会の開閉会中の別	案 件
R6. 10. 15			⑥		令和6年定例会	10/15 議事運営協議 委員会活動の振り返り
	⑦審査					付託議案審査、採決 認定議案の審査、採決
R6. 10. 18	⑧審査					一般・特別会計決算認定議案審査
R6. 10. 23	⑨調査					当初予算編成に向けての基本的な考え方調査
R6. 10. 24	⑩調査					当初予算編成に向けての基本的な考え方調査
R6. 10. 30	⑪審査					一般・特別会計決算（総括質疑）
R6. 10. 31		政策企画雇用経済観光 防災県土整備企業 教育警察				分科会詳細審査（決算）・当初予算編成 に向けての基本的な考え方調査
R6. 11. 1		総務地域連携交通 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院				分科会詳細審査（決算）・当初予算編成 に向けての基本的な考え方調査
R6. 11. 15			⑦			11/15 議事運営協議 当初予算要求状況（総括的質疑）の協議
	⑫審査 調査					決算認定議案の審査、採決 私債権の放棄・債権処理計画・当初予算 編成に向けての基本的な考え方調査
R6. 11. 21			⑧			11月定例会月会議事運営協議
R6. 12. 2			⑨			追加提出議案議事運営協議
		総務地域連携交通 政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 防災県土整備企業 教育警察				分科会詳細審査
R6. 12. 4			⑩			12/4 議事運営協議
	⑬審査					付託議案審査、採決
R6. 12. 5	⑭調査				当初予算要求状況調査（説明のみ）	
R6. 12. 6	⑮調査				当初予算要求状況調査（総括的質疑）	
R6. 12. 9		政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院			分科会詳細審査	
R6. 12. 10		総務地域連携交通 防災県土整備企業 教育警察			分科会詳細審査	
R6. 12. 11		政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院			分科会詳細審査	
R6. 12. 12		総務地域連携交通 防災県土整備企業 教育警察			分科会詳細審査	

年月日	委員会	分科会	理事会	その他	議会の開閉会中の別	案 件
R6. 12. 17	⑯審査 調査		⑪		令和 6年 定例会	12/17 議事運営協議
						付託議案審査、採決 当初予算要求状況調査
R7. 1. 20	⑰審査	総務地域連携交通 政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院 教育警察	⑫		令和 7年 定例会	1/20 議事運営協議
						分科会詳細審査
R7. 2. 18			⑬			付託議案審査、採決 2月定例会会議議事運営協議 総括質疑実施方法協議
R7. 2. 25		総務地域連携交通 政策企画雇用経済観光 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院 防災県土整備企業 教育警察				分科会詳細審査
R7. 2. 27	⑱審査		⑭			2/27 議事運営等協議
						付託議案審査、採決
R7. 3. 4			⑮			追加提出議案議事運営協議 委員会の活動評価についての協議
R7. 3. 7	⑲審査					当初予算審査（総括質疑）
R7. 3. 10		政策企画雇用経済観光 防災県土整備企業 教育警察				分科会詳細審査
R7. 3. 11		総務地域連携交通 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院				分科会詳細審査
R7. 3. 12		政策企画雇用経済観光 防災県土整備企業 教育警察				分科会詳細審査
R7. 3. 13		総務地域連携交通 環境生活農林水産 医療保健子ども福祉病院				分科会詳細審査
R7. 3. 18	⑳審査		⑯			3/18 議事運営協議 委員会の活動評価についての協議
						付託議案審査、採決
R7. 3. 31	㉑審査 ㉒互選		⑰			3/31 議事運営協議
		総務地域連携交通				分科会詳細審査
						付託議案審査、採決 委員長互選、理事指名（補充）
	22	69	17			

委員会開催回数 22回 すべて会期中。うち議案の審査14回、所管事項調査8回、正(副)委員長互選2回
(1回の開催で審査と調査を行ったものがあるため合計と一致しない)

分科会の開催回数 69回 うち分科会のみ単独開催23回、常任委員会との同日開催46回

理事会の開催回数 17回

予算決算常任委員会の活動フロー（令和6年度）

	令和6年					令和7年			
	5月会議 (R6. 5. 16)	6月定例会議 (R6. 6. 3～6. 28)		9月定例会議 (R6. 9. 17～10. 18)		11月定例会議 (R6. 11. 21～12. 19)	開会会議 (R7. 1. 20)	2月定例会議 (R7. 2. 17～3. 21)	3月会議 (R7. 3. 31)
		補正予算等 分科会審査 (R6. 6. 18～21) ↓ 分科会報告 採決 (R6. 6. 26)		補正予算 分科会審査・報告・採決 (R6. 10. 10) 予算等関連議案 分科会審査 (R6. 10. 4～9) ↓ 分科会報告 採決 (R6. 10. 15)		補正予算 分科会審査 (R6. 12. 2) ↓ 分科会報告 採決 (R6. 12. 4) 補正予算等 分科会審査 (R6. 12. 9～12) ↓ 分科会報告 採決 (R6. 12. 17)	補正予算 分科会審査・報告・採決 (R7. 1. 20)	補正予算 分科会審査 (R7. 2. 25) ↓ 分科会報告 採決 (R7. 2. 27) 当初予算及び補正予算等 総括質疑（TV中継） (R7. 3. 7) ↓ 分科会審査 (R7. 3. 10～13) ↓ 分科会報告 採決 (R7. 3. 18)	予算関連議案 分科会審査・報告・採決 (R7. 3. 31)
予算議案の審査 政策決定									
所管事項調査 政策方向の表明	互選委員会 正副委員長の互選 理事の選任 (R6. 5. 16)	予算決算常任委員会 運営要領の改正 (R6. 6. 6) 三重県財政の現状 (R6. 6. 26)	(令和6年版県政レポート(案)) (R6. 7. 10) ↓ (知事への申し入れ) (R6. 8. 7)	当初予算編成に向けての 基本的な考え方 (R6. 10. 23～24) 分科会調査（単独開催） ↓ (R6. 10. 31～11. 1) 分科会報告 (R6. 11. 15)	当初予算要求状況 R6. 12. 5 概要説明 R6. 12. 6 総括的質疑 分科会調査 ↓ (R6. 12. 9～12) 分科会報告 (R6. 12. 17)				
決算認定議案等の審査 監視・評価				企業会計決算 補充・概要説明 ↓ (R6. 10. 2) 分科会審査 ↓ (R6. 10. 4, 8) 分科会報告 採決 (R6. 10. 15)	一般・特別会計決算 概要説明 ↓ (R6. 10. 18) 総括質疑（TV中継） ↓ (R6. 10. 30) 分科会審査（単独開催） ↓ (R6. 10. 31～11. 1) 分科会報告 採決 (R6. 11. 15)				
執行部の動き		令和6年版県政レポート(案) (全員協議会R6. 6. 3)	令和6年版県政レポート(案) (R6. 7. 10) ↓ (知事への申し入れ) (R6. 8. 7)	令和7年度行政展開方針(案) 予算調製方針 (全員協議会R6. 10. 3)					令和7年度行政 展開方針の確定
令和7年度予算編成（各部署の提出、知事と部長との協議、知事査定）									

※当初予算審議及び一般会計・特別会計決算審議以外の総括質疑の実施については、その都度理事会において協議

審査・調査における意見や提言と当初予算編成との関連（令和6年度）

	令和6年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	
令和6年版 県政レポート 関係	☆全員協議会 案説明 (R6. 6. 3) ☆常任委員会 (R6. 6. 18~21)	●委員会調査 (R6. 7. 10)	☆知事へ申入 (R6. 8. 7)	☆委員長報告 (本会議) (R6. 9. 17) ☆全員協議会 申入の回答 (R6. 9. 17)			●予算決算常任委員会での審査・調査 ○分科会での審査・調査 ☆その他				
三重県行政展 開方針 関係					☆全員協議会 案説明 (R6. 10. 3)				☆全員協議会 最終案説明 (R7. 2. 17)		
当初予算 編成関係	●財政の状況 (R6. 6. 26)				☆全員協議会 調製方針説明 (R6. 10. 3) ●当初予算編成 に向けての考え方 (R6. 10. 23~24) ○当初予算編成 に向けての考え方 (R6. 10. 31)	○当初予算編成 に向けての考え方 (R6. 11. 1) ☆委員長報告 (本会議) (R6. 11. 21)	●要求状況 (R6. 12. 5) ●総括的質疑 (R6. 12. 6) ○分科会 (R6. 12. 9~12) ☆委員長報告 (本会議) (R6. 12. 19)		☆全員協議会 当初予算説明 (R7. 2. 12)	●総括質疑 (R7. 3. 7) ○分科会 (R7. 3. 10~13) ●委員会採決 (R7. 3. 18) ☆委員長報告 (本会議) (R7. 3. 21)	
決算審査 関係					企業会計 ●概要説明 (R6. 10. 2) ○分科会 (R6. 10. 4、8) ●委員会採決 (R6. 10. 15) ☆委員長報告 (本会議) (R6. 10. 18) 一般・特別会計 ●概要説明 (R6. 10. 18) ●総括質疑 (R6. 10. 30) ○分科会 (R6. 10. 31)	一般・特別会計 ○分科会 (R6. 11. 1) ●委員会採決 (R6. 11. 15) ☆委員長報告 (本会議) (R6. 11. 21)					
執行部	当初予算調製方針 (R6. 10. 3)							予算編成（各部局からの提出、知事と部局長の協議、知事査定）			

「みえ県議会出前講座」について

1 目的

「開かれた県議会」に向けた県民への情報提供の推進、また真の地方分権、住民自治の促進を図るため、学校からの申込を受けて、児童・生徒・学生に対して、県議会の役割や仕組みについて、広聴広報会議の委員が学校に出向いて説明・質疑応答を行い、地方自治に対する親近感の醸成や、住民自治を担う県民としての意識の涵養につなげます。

また、学校が取り組む主権者教育やキャリア教育の推進・充実にも資するよう努めます。(平成19年度から)

2 対象

県内にある学校教育法に定める学校（幼稚園及び通信制を除く。）及び外国人学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）

3 担当委員

次の条件等を考慮のうえ、原則2名の広聴広報会議委員で担当します。

- ・選挙区内の学校は担当しない
- ・異なる会派の複数委員で担当する

※選挙期間中の「みえ県議会出前講座」実施については、三重県議会の役割や仕組みについて説明するものであり、政治的中立性を担保することで、通常通り議員による実施で問題ないとしています。

4 進め方と内容（小中学校の例・時間は目安）

- ・議員自己紹介 5分
- ・動画上映 5～10分

※動画は県議会HPに掲載しています。

三重県議会HPトップ > 広聴広報 > ビデオライブラリー

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/08087011292.htm>

- ・議員による授業（県議会の役割等）※ 20分
- ・質疑応答やクイズ 10～15分
- 計 約45～50分

*配付資料

パワーポイント資料「三重県議会の役割」、みえ県議会新聞など

○学校の要望があれば、それに応じて適宜、資料を作成したり追加したりしています。

○高校・大学に合わせた資料もあります。

5 募集案内

県内公立・私立の小中高等学校・特別支援学校・高等専門学校・大学と教育委員会（県・市町）に案内書類を年2回送付しています。（4月と11月）

県議会のホームページやFacebookでも周知しています。

6 開催実績（近年分）

令和6年度 5校 254人（小学校3校、高校1校、大学1校）

令和5年度 4校 223人（小学校2校、中学校1校、特別支援学校高等部1校）

令和4年度 2校 45人（小学校1校、高校1校）

令和3年度 1校 23人（中学校1校）

令和2年度 0校（コロナ禍で8月末まで募集を中止、9月以降は募集を再開するも応募なし）

令和元年度 7校 491人（小学校4校、中等教育学校1校、高校1校、高専1校）